

## 第 155 話<増える認定>の要約と参考資料

## 第 155 話<増える認定>の要約と参考資料

鉱業権者の住友金属鉱山が、低額であれ 7 人の認定患者に補償金を払ったことは、土呂久の住民に大きな衝撃を与えました。認定を望む住民が増えて、1980 年時点で認定患者は 134 人に。被害を小さくして早期決着をねらった県の意図とは逆方向に動いていきました。

## 第 155 話<増える認定>の要約と参考資料

### 1 5 5 - 1 社会問題化した直後の農作物の風評被害

1972 年 1 月 20 日朝日新聞宮崎版

「農作物売れ行き心配 / シイタケ検査を依頼」

西臼杵郡高千穂町土呂久の亜ヒ酸鉱害は全国に知れわたったが、同時に地元では農産物などの売れ行きに影響がでるのではないかという不安の表情を見せている。

日本生活協同連合会の指定店で全国各地に年間 40 トンのシイタケを直送している高千穂町三田井、シイタケ加工販売業杉本幸士郎さん (34) は「今のところまだ大きな影響は出ていない。だが東京にある日協連の本部も心配し、土呂久の詳細を調べてほしい、という問合せが来た。うちで扱っている土呂久のシイタケは年間 100 キロ程度。被害地区から離れているというものの高千穂の名を使っている以上、今後出荷量、価格にも響くかも知れない。土呂久地区のシイタケの集荷をやめることも出来るが、シイタケ栽培者にとっては死活問題だ」といっている。

杉本さんは 18 日、土呂久地区で出来たシイタケを持って県の衛生研究所に出かけた。ヒ素が含まれているかどうかの調査の依頼が目的。結果が出るのは 22 日。「うちだけでなく、高千穂町全体の農家のためにも黒白をはっきりさせる必要がある。土呂久に鉱害があったことははっきりしている。だが、表面化して農作物などが売れなくなるのも困るというのが、大方の住民の気持ちじゃないかと思う。鉱害を明らかにすると同時に、国や県も住民の生活について対策を考えてくれないと大変なことになる」と心配する。

一方、土呂久川の水をかんがい用水に使っている立宿、東岸寺地区は、町が昨年から米に代るトマトなどの野菜団地づくりを指導している。田崎町農林課長は「両地区の土壌の検査を農業試験場に依頼している。結果は 2 月ごろ出るが、問題になるとヒ素が検出されれば、花き栽培などに切替えなければならなくなる」といっている。

### 1 5 5 - 2 農作物の砒素含有量の調査結果

宮崎県「土呂久地区の鉍害にかかわる社会医学的調査成績」(昭和47年7月)より

農作物の砒素含有量調査(附表66) P163によると、調査した農作物は、

玄米、いんげん豆、大根、白米、カンラン、玉ネギ、ホウレン草

宮崎県「土呂久地区の鉍害にかかわる社会医学的調査の要約」(昭和47年7月)より

農作物の砒素含有量調査(P62~)

玄米中のAs含有量については全国的な調査事例は極めて乏しいが、0.01~0.39ppmの範囲にあり、県内の明らかに汚染されていないと見られる水田で生産された玄米は0.07~0.16であるので調査地区の玄米のAsはこれらに比べて大差ないものと考えられる。

### 155-3 小学生が見つめた土呂久公害

1972年10月31日朝日新聞宮崎版記事

「小さな目が見た 土呂久鉍害 / 岩戸小で調査 / 騒いで欲しくない / だが、真剣に考えねば」

土呂久鉍害はこの地区一部だけの問題。もうこれ以上騒いでほしくない一県教組西臼杵支部岩戸小分会(永田収分会長、14人)が同校4年以上の児童を対象にした公害アンケート調査に「小さな目」はこう見つめている。

29日の西臼杵支部の教研集会で岩戸小齋藤正健教諭(29)が発表。「子どもたちの公害に対する意識は概して表面的だった。この事実をきびしく見つめ、公害授業の参考にして、土呂久の子どもたちに反映したい」と述べた。

公害については、ほぼ全児童が工場公害をあげ、排気ガス、スモッグ、ヘドロ、水銀が原因と答えている。土呂久鉍害の質問には「わかってよかった」「わかるまでに何人も死んだ」などと答え、「まさか土呂久に公害があるとは」と公害は都市を中心に発生するものと考えていた。だが土呂久鉍害が明らかになったので「公害についてもっと真剣に考えなければいけない」と感じている。「県庁は土呂久の鉍害をかくしてきた。病気にかかった人を見てくれない」と県の被害者救済に対して批判的な意見があった。だが、「土呂久鉍害は秘密にしておけばよかった。鉍害は信じられない」「岩戸の米が売れなくなる」と将来の土呂久に不安を訴えたものもあった。

(略)日向学院短大集会に出席した・生熊来吉助教授は「土呂久の公害教育は地域社会に密着した問題を取上げ、具体的、現実的に教えるという点で大きな意義がある。公害教育の方向を示すものだ」と評価している。

### 155-4 第一次あっせん後の土呂久に起きた変化

1973年1月16～18日朝日新聞宮崎版連載「土呂久の新年」(上)(中)(下)より

佐藤シヅ子さん(57) 補償金を受けたあと、「黙っているばかりじゃいかん」と話すようになった。積極的に要求する秀男さんらと相入れなかったシヅ子さんだが、低額にせよ、患者の声に押されて会社が補償金を支払ったことで、考え方も変わってきたようだ。

佐藤ミキさん(51) 「鉦害騒ぎが大きゅうなると、ヨメじよのもらい手がおらんようになるとか、米やお茶の売れ行きが落ちると心配して、これまであんまり被害のことはいわなかった。50年も前から反対してきて、なんもならんやったから、今さらいうてもつまるもんかとあきらめとった。それがこんなに早く認められて、本当のことが通る時代になったんじゃないかと思うようになったとよ」。これまで表面に立つことのないミキさんが、早口でまくし立てる。新年の土呂久を訪れて、いちばん印象的なのは「ものをいう住民」がふえたことだ。過去の長いたたかいが、昨年末の補償交渉でやっと実を結んだ。そのことが住民に与えた励ましは、予想以上に大きかったようだ。

佐藤十蔵さん(64) 土呂久にはかつて「和合会」という自治組織があり、その和をほこっていた。煙害が起り始めると、反対住民と鉦山の世話になる住民の対立が生じ「けんか会」に変わった、といわれている。その根は深く、昨年被害者の会結成の準備が進められたときも、地区はまとまらず、会はつくれなかった。7人の補償がまとまったあと、情勢は変わったようだ。「亜ヒを焼きよったころは、土呂久全体でシイタケははえん、カボスとかウメは枯れるし、牛が死んだりたいへんな痛手をこうむった。みんなの考えが変わってきたようじゃから、これからはまとまって補償を要求せにゃいかん」。十蔵さんのようにいう人もふえた。

佐藤ケサ子さん(56) 肝臓の病気に始まって、ついで心臓病、胃かいようから肺炎一。「土呂久へ嫁に来るまでは、牛をつこうて男まさりに働いていたってす。えらい恥ずかしいことに、こっち来てから全身病弱になってしもうた」。ケサ子さんはいろんな内臓疾患に苦しみ通した。手と足には、亜ヒ酸の煙を激しく浴びたことを示す斑点や角化がある。

佐藤カジさん(75)は、あっせん補償を受けたアヤ子さん(55)の実母。そろって亜ヒ酸窯近くの家でもうもうたる煙の中で暮らしていた。カジさんの右眼はほとんど見えない。

佐藤サミさん(63) 左半身不随だったが、最近やっと、日だまりで歩行訓練ができるようになった。「煙の来るときは、戸をあけるとツーンとにおってね。牛が6匹くらい死んだですかね。主人はせきばかりしよったですが、ガマのようなはだになって肺がんでなくなった。亜ヒ酸負けじゃち、みんないいよらした」。サミさんもそのころ、よくせき込んだりしたものだ。

佐藤アヤさん(53) 「小学校に行きよったころ、授業中ぜんそくがとまらんで、先生

が『のどをしめせば』というて、湯をのましてくれたのを覚えとる。それでも、やっぱりとまらんやっただです」。高等小学校1年のとき、たちの悪い気管支カタルで入院。医師に「悪い煙を吸っているんじゃないか」といわれた。昭和15年から23年までに、姉、妹、弟が相次いで胸をわずらって死んでいった。アヤさんは病弱のため結婚をあきらめ、兄の世話になっている。その後、肺浸潤や神経痛で入院したこともあって、通算15年間も寝たきりの生活だ。「人並みに外を出歩いてみたいですよ」

佐藤富喜男さん(36) 県は住民の要求に応じて、再検診の実施を約束した。子の検診に「昔の人は内臓をやられて死んでいった。肺がんはヒ素の害にあげられとるようやから、皮膚だけじゃなしに、特に気管支や肺を詳しくみて、納得いくようお願いしたい」。富喜男さんらはそう望んでいる。

#### 155-5 慢性ヒ素中毒症の認定要件の変遷

1973年2月1日環境庁企画調整局公害保健課長通知「慢性砒素中毒症の認定について」

慢性砒素中毒症の認定に必要な要件

次の(1)及び(2)の要件を必要とすること。ただし、(2)の要件がない場合であっても(3)の要件があれば認められること。

- (1) 過去の鉱山稼働時に砒素焙焼炉およびズリ堆積場の周辺等の砒素濃厚汚染地に居住し、三酸化砒素に対する長期にわたる暴露歴を有したこと。
- (2) 皮膚に砒素中毒に特徴的な色素異常および角化の多発が認められること。
- (3) 鼻粘膜癒痕または鼻中隔穿孔が認められること。

1974年5月25日環境庁企画調整局公害保健課長通知「慢性砒素中毒症の認定等について」

認定に必要な要件

法による「慢性砒素中毒症」とは、次の(1)に該当し、かつ、(2)にも該当することであること。

- (1) 砒素濃厚汚染地域に居住し、三酸化砒素に対する長期にわたる暴露歴を有したこと。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
  - ① 皮膚に砒素中毒に特徴的な色素異常および角化の多発が認められること。
  - ② 鼻粘膜癒痕又は鼻中隔穿孔が認められること。
  - ③ ①を疑わせる所見又は砒素によると思われる皮膚症状の既往があつて、慢性砒素中毒を疑わせる多発性神経炎が認められること。

1981年10月28日環境庁企画調整局環境保健部保健業務課長通知「慢性砒素中毒症の認定等について」

認定に必要な要件

法による「慢性砒素中毒症」とは、次の(1)に該当し、かつ、(2)にも該当するものであること。

(1) 砒素濃厚汚染地域に居住し、三酸化砒素に対する長期にわたる暴露歴を有したと。

(2) 次のいずれかに該当すること。

- ① 皮膚に砒素中毒に特徴的な色素異常および角化の多発が認められること。
- ② 鼻粘膜癒痕又は鼻中隔穿孔が認められること。
- ③ ①を疑わせる所見又は砒素によると思われる皮膚症状の既往があつて、慢性砒素中毒を疑わせる多発性神経炎が認められること。

なお、(1)に該当し、(2)の①を疑わせる所見又は砒素によると思われる皮膚症状の既往があり、かつ、長期にわたる気管支炎症状がみられる場合には、その原因に関し総合的に検討し、慢性砒素中毒症であるか否かの判断をすること。

#### 155-6 皮膚科医の責任

認定申請棄却不服審査第1回口頭審理での井上勝平医師の発言(「認定基準は間違っている」P88~P94)より

井上参考人 100名近くの患者さんを見て、これはおかしいと思ったのは、後で暴露歴を突き合わせてみますと、ほとんど暴露歴があるというようなこと、あるいは神経内科の方で疑わしいと出して出たものは全部こちらにひっかかっている。ということで、皮膚の所見というのは非常に大切だし、日常生活にあまり差し支えないけれども、診断上は非常に重要な所見だというふうに思っております。(略)皮膚症状の出ないのがそうじゃないとは言っていないんですけれども、非常に特徴のあるものについては、そして土呂久の人に関してはそれがあるということを申し上げたい。

井上参考人 私は今まで皮膚症状を見てきて、本当に特徴的な皮膚症状を呈している人が、見ていきますと100名以上おるわけでございますね。そういうことから私が努力してきたことは、後々非常に変わるんじゃないか。精密な皮膚科の検診、目で見て皮膚病を見るトレーニングを受けている私どもが一生懸命見ていくことは非常にいいと思っています。けれどもこの3つの症状に限ることはならぬということは今でも思っております。